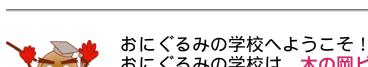
おにぐるみの学校ってなに?

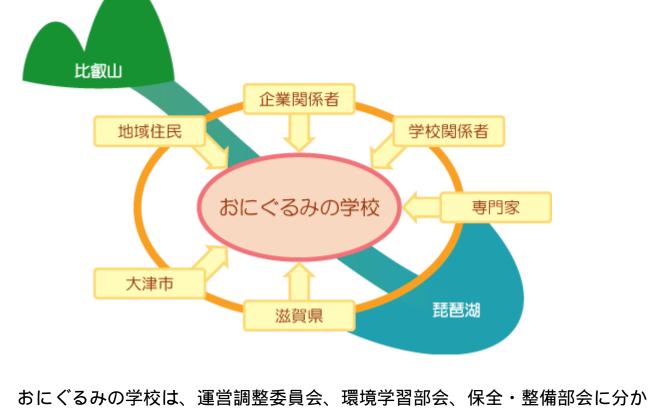
おにぐるみの学校



おにぐるみの学校は、木の岡ビオトープという琵琶湖の湖岸に残された自然 環境を保全し、環境学習などのフィールドとしての適正な利用を図るための 実施組織です。

おにぐるみの学校は、下の図のように、地域住民・学校関係・専門家・行 政関係者が集まって、木の岡ビオトープをよりよくしていくために、様々な 活動を行っています。

- 地域住民 (まちづくり推進協議会、自治連合会等)
- 企業関係者
- 学校関係者 (中学校教員)
- 専門家
- 大津市 (環境保全課、学校教育課、下阪本支所) (河港課、大津土木事務所) ● 滋賀県





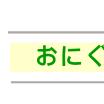
れています。

境学習部会、保全・整備部会で行っています。 運営調整委員会

運営調整委員会では、組織の総括、運営資金の管理などを行っており、自然 観察会を計画したり、ビオトープの看板を作成するなどの具体的な活動は、環

金の管理を含めた活動組織全体のマネジメント等を行う。 保全・整備部会 ▶木の岡地区の自然を題材に した環境学習の内容につい

◆木の岡地区の保全整備に関 する基本方針に基づいた具 体的な保全・整備計画等の て検討等を行い、実施運営 立案・実施。 おにぐるみの学校組織図 それでは、実際にどんな活動をしているのか見てみよう。



おにぐるみの学校の取り組み

平成16年11月にはビオトープ入り口の階段づくりやビオトープ内のゴミ拾い等を行いま した。これから、ビオトープ内散策路の整備や看板の作成などを地域の方々などと力をあわ せて、様々な活動を行っていく予定です。

ここでは、おにぐるみの学校の取り組みを紹介します。

このような活動を始めています

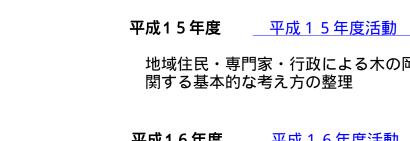




みの学校が設立されるまでに、様々な話し合いなどが行われています。 ここでは、おにぐるみの学校設立までの経緯を見ていきましょう。

専門家の先生による木の岡ビオトープの保全・利用についての検討

地域住民・専門家・行政による木の岡ビオトープの保全・利用に



関する基本的な考え方の整理 平成16年度 平成16年度活動

木の岡ビオトープについては、平成14年度から平成17年度におにぐる

「おにぐるみの学校」 設立

平成17年度 <u>平成17年度活動</u>

観察会の実施

木の岡ビオトープの保全・利用基本方針の策定

木の岡地区の活動におけるこれまでの経緯

第1回大津市木の岡地区 ビオトープ保全整備学術委員会 第1回大津市木の岡地区 ビオトープ保全利用推進協議会 第2回大津市木の岡地区 ビオトープ保全整備学術委員会 H15. 1.16

H15. 1.16

H15. 3.27

H15. 5.29

H16. 5.15

H16. 7.21

H16. 8.17

H16. 9.9

H17. 8.28

H17. 10.14

H17. 11.27

H18. 1.20

H18. 2.25 H18. 3.15

H16. 11.6 ~ 7

平成15年度

現地調査

平成16年度

平成17年度

【設置および目的】

第1条

【活動事項】

第2条

【組 織】 第3条

【委員会】

【事務局】

第5条

第7条

【附則】

点

拠

所が行う。

は別に定める。

第4条

とする。

める。

ものとする。

夏の自然観察会2005

第3回大津市木の岡地区

平成14年度

現地調査

ビオトープ保全整備学術委員会 第4回大津市木の岡地区 H15. 7.29 ビオトープ保全整備学術委員会 下阪本まちづくり推進協議会との懇談会 H16. 3.15 第2回大津市木の岡地区 H16. 3.25

木の岡地区ビオトープ現地見学会 木の岡地区ビオトープ夏休み自然観察会 木の岡地区ビオトープ現地視察・懇談会 第3回大津市木の岡地区

ビオトープ保全利用推進協議会

大津市下阪本学区文化祭(パネル展示)

基本方針の策定

環境学習・ビオトープ管理

第1回木の岡ビオトープ保全・利用準備委員会

タリングのあり方を考える

ビオトープ保全利用推進協議会

基本的な考え方の整理

志賀・大津圏域淡海の川づくり検討委員会 H16. 12.11 (「志賀・大津圏域河川整備計画(原案)」を検討) 冬の観察会 H17. 2.6 第4回大津市木の岡地区 H17. 2.6 ビオトープ保全利用推進協議会





本委員会は、木の岡ビオトープにおける活動を具体化するにあ たり、「おにぐるみの学校」の運営方針を検討し、また木の岡

ビオトープの保全・利用にかかわる活動の基盤作りを行うもの

2.委員会には、会長を置き、会長は委員の互選により定める。 3.委員会には、副会長を置き、副会長は委員の互選により定

7.会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代行する。

2.委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のと

事務局は、滋賀県土木交通部河港課および滋賀県大津土木事務

この要網に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項

下阪本公民館や小学校、中学校 などを拠点として活動を行っていき

木の岡ビオトープ

1. 本委員会は、別表にあげる委員をもって構成する。

5 . 会長が必要と認めるときは、委員以外のものを委員会に 出席させることができる。また、必要に応じて委員の追加 ができる。 6.会長が必要と認めるときは、委員会内に専門部会を設ける ことができる。なお、専門部会においては、部会長を置く

1.委員会の召集は、会長が行う。

きは、会長の決するところによる。

3.本委員会は、原則として公開するものとする。

4.会長は、委員会を主宰する。

【要網の改正】 第6条 本要網の改正は委員会の議決による。 【その他】

おにぐるみの学校は木の岡ビオト プを中心として、湖西浄化センタ

ます。

本要綱は、平成18年3月15日より施行する。



